

発行：株式会社京都サラブレッドクラブ

(作成年月日：2022年9月21日)

第1条 定義

1. クラブポイントプログラム（以下「本プログラム」といいます）とは、愛馬会法人である株式会社京都サラブレッドクラブ（以下、「愛馬会法人」といいます。）が、クラブポイント利用規定（以下「本規定」といいます）に従って、本プログラムの対象者（以下「会員」といいます）に対し、クラブポイントならびにその他特典を提供するプログラムです。
2. 本プログラムは、本規定の他、愛馬会法人が別途定める諸条件（以下「個別条件」といいます）、本規定と個別条件とを併せて以下「本プログラム提供条件」といいます）に基づき実施、運営されます。なお、本規定の内容と個別キャンペーンページの内容が矛盾する場合は、個別キャンペーンページでの記載内容が優先するものとします。

第2条（会員）

1. 会員とは、愛馬会法人が別途定める「京都サラブレッドクラブ会員規約」に定める会員に該当する方をいいます。
2. 会員は本プログラム提供条件を遵守するものとします。

第3条 クラブポイントの使用開始可能日

競走馬出資金を対象とするポイント付与は、原則として当該出資に係る請求のご入金の確認をもってポイントを付与いたします。ポイント付与日以降の新規出資の申込みについてこれを使用できるものとします。競走馬出資金を対象としない「その他ポイント付与特典」については別途愛馬会法人のホームページ等に掲載する付与条件等に従うものとします。

第4条 クラブポイントの有効期限

クラブポイントの有効期限がある場合は愛馬会法人のホームページ等にキャンペーンごとに掲載します。

有効期間を満了したポイントは自動的に失効し、愛馬会法人は、失効したポイントに対して何らの補償も行いません。

第5条 クラブポイントの照会

会員は、愛馬会法人所定のホームページ、または愛馬会法人のお問い合わせ窓口へ問い合わせることにより、自己が保有しているポイント数を照会することができます。

第6条 クラブポイント付与率の変更

愛馬会法人は、会員にあらかじめ告知することなく、クラブポイント付与率を変更すること

ができるものとします。但し、かかる変更は発効済みのクラブポイントには何ら影響しません。

第7条 クラブポイントの譲渡禁止

対象会員は、理由の如何を問わず自己に付与されたクラブポイントを第三者に譲渡することはできません。

第8条 権利の喪失

退会その他の事由により会員資格を喪失した場合、対象会員は自己に付与されたクラブポイントを喪失するものとします。

第9条 クラブポイントの使用方法について

1. 付与されたクラブポイントは、同ポイント発生日以降新規申込の競走馬出資金への充当に使用することができます。
2. クラブポイントは、1ポイント=1円として使用することができます。
3. 出資申込をする際、会員はポイントを使用するかしないかを選択できます。
4. クラブポイントは、現金に換えることはできません。

第10条 ポイントの消滅

ファンドとして運用開始前の1歳時まで引退が決定して競走馬出資金が返金となる場合は、当該競走馬出資金の支払によって付与されたポイントは、ポイント付与時に遡って消滅するものとします。この場合、会員がすでに当該ポイントを使用して他の競走馬への出資申込をしていた場合には、当該ポイント使用金額に相当する金額について支払い義務が発生します。

第11条 ポイント付与の取消

愛馬会法人または第三者のシステムの障害等、会員による不正、その他愛馬会法人が別途定める取消基準に該当した場合は、愛馬会法人は、会員に付与したポイントを取り消すことができるものとします。

第12条 本プログラムの改定および終了

1. 愛馬会法人は、運営上の事情により本プログラムを改定することがあります。この場合、愛馬会法人は変更事項をオフィシャルサイト上に掲載する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。
2. 本プログラムは愛馬会法人の都合により、一部またはすべてを停止または終了することがあります。